明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七七）　一
〔告　示〕
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和二年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（総務二七四）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一八）　五
○令和二年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（文部科学一一三）　六
○健康保険組合の設立を認可した件（厚生労働三一四）　八
○健康保険組合の分割を認可した件（同三一五）　九
○健康保険組合の解散を認可した件（同三一六）　一〇
○健康保険組合の合併を認可した件（同三一七）　一〇
○健康保険組合の名称を変更した件（同三一八）　一〇
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同三一九）　一〇
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三二〇）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第四期事業年度財務諸表、令和元事業年度独立行政法人日本学生支援機構の財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消、令和元年度日本郵政共済組合の決算関係　三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　六

省令

○国土交通省令第七十七号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条及び第三十三条の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉